

蟹江町 都市計画マスター プラン

まちの将来像

だけじゃない らしさあふれる いき まち
粹な蟹江

キンモクセイ
ヨシキリ
ハナショウブ

令和3(2021)年3月

蟹江町

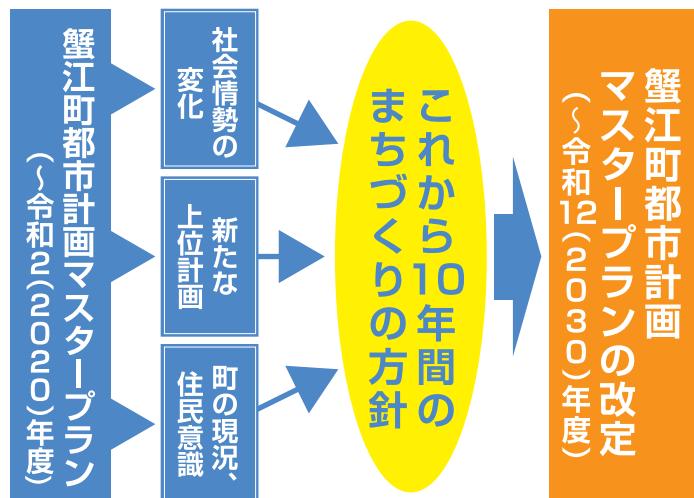
都市計画マスターplanとは

「都市計画マスターplan」は、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市町村のあるべき都市の将来像を掲げ、その実現に向けたまちづくりの総合的な指針として定める計画です。

都市計画マスターplanで定める主な内容は、市町村全体を対象に、将来都市構造や、土地利用、道路・公園、都市環境・都市景観など、分野別の方針などを示す全体構想と、地域ごとにまちづくりの方針を示す地域別構想です。市町村は、都市計画マスターplanに基づき、国・県などの関係機関と連携しながら、都市計画決定・変更や事業などを進めることになります。

計画改定の趣旨

現在の蟹江町都市計画マスターplan(以下「本プラン」という。)は、蟹江町の都市計画に関する基本的な方針として、平成22(2010)年度に公表されましたが、令和2(2020)年度に計画の目標年次を迎えることから、社会情勢の変化や新たな上位計画との整合性を図りつつ、これまでに進めてきたまちづくりの取組を踏まえた上で、時代に合った新たな方針を明らかにするべく、本プランを改定します。



都市づくりの目標

令和12(2030)年度を計画の目標年次として、都市づくりの目標を以下のとおり設定しました。

人々が健康に暮らせるコンパクトな都市づくり

- 駅を中心に商業、医療、福祉、子育てなどの生活サービス施設を集積
- 自家用車に過度に頼らない移動環境や生活サービス施設が整った範囲で、まちなかの居住地を形成
- 日常の行動に配慮した道路交通ネットワークの構築

地域の住民と協力した安心・快適な地域づくり

- 道路、公園、河川、下水道などの整備や住民と協力した維持管理
- 緊急時の安全を確保するための防災活動拠点、緊急輸送道路、避難場所の整備・確保
- 地域の防災組織の充実と防災活動の活発化

広域的な交流・連携による魅力的な産業づくり

- 水を中心とした豊かな自然環境や古くからの社寺・町並み、温泉などを活かした、魅力的な景観形成と観光・産業の振興
- インターチェンジ周辺など広域的な交通利便性の高い地域に、物流業・製造業などの産業を集積

水・緑と共生したまちにも地球にもやさしい環境づくり

- 住環境に潤いやゆとりをもたらす河川や農地などは、身近に触れ合える自然として保全・維持管理
- 身のまわりの環境や地球環境を保全するための住民との協働を促進
- 自家用車から徒歩や自転車、公共交通への移動手段の転換

将来都市構造

持続可能なまちづくりに向けた、集約型都市構造の維持・充実

『拠点』 日常生活や都市活動の中心的な施設や場所

駅前生活拠点

JR蟹江駅、近鉄蟹江駅、近鉄富吉駅を核とした地域生活の拠点

行政・文化拠点

蟹江町役場、蟹江中央公民館、蟹江町産業文化会館、蟹江町図書館

観光交流拠点

尾張温泉、蟹江町観光交流センター「祭人」

レクリエーション拠点

日光川ウォーターパーク、源氏泉緑地、蟹江川南緑地、蟹江町希望の丘広場

産業誘致拠点

蟹江インターチェンジ周辺

『軸』 都市活動の連携・交流を支える

高速幹線軸

東名阪自動車道

広域幹線軸

(都)国道1号西線、(都)西尾張中央道

町内幹線軸

(都)弥富名古屋線、(都)七宝蟹江線

交流軸

(都)南駅前線、(都)新本町線、(都)温泉通線

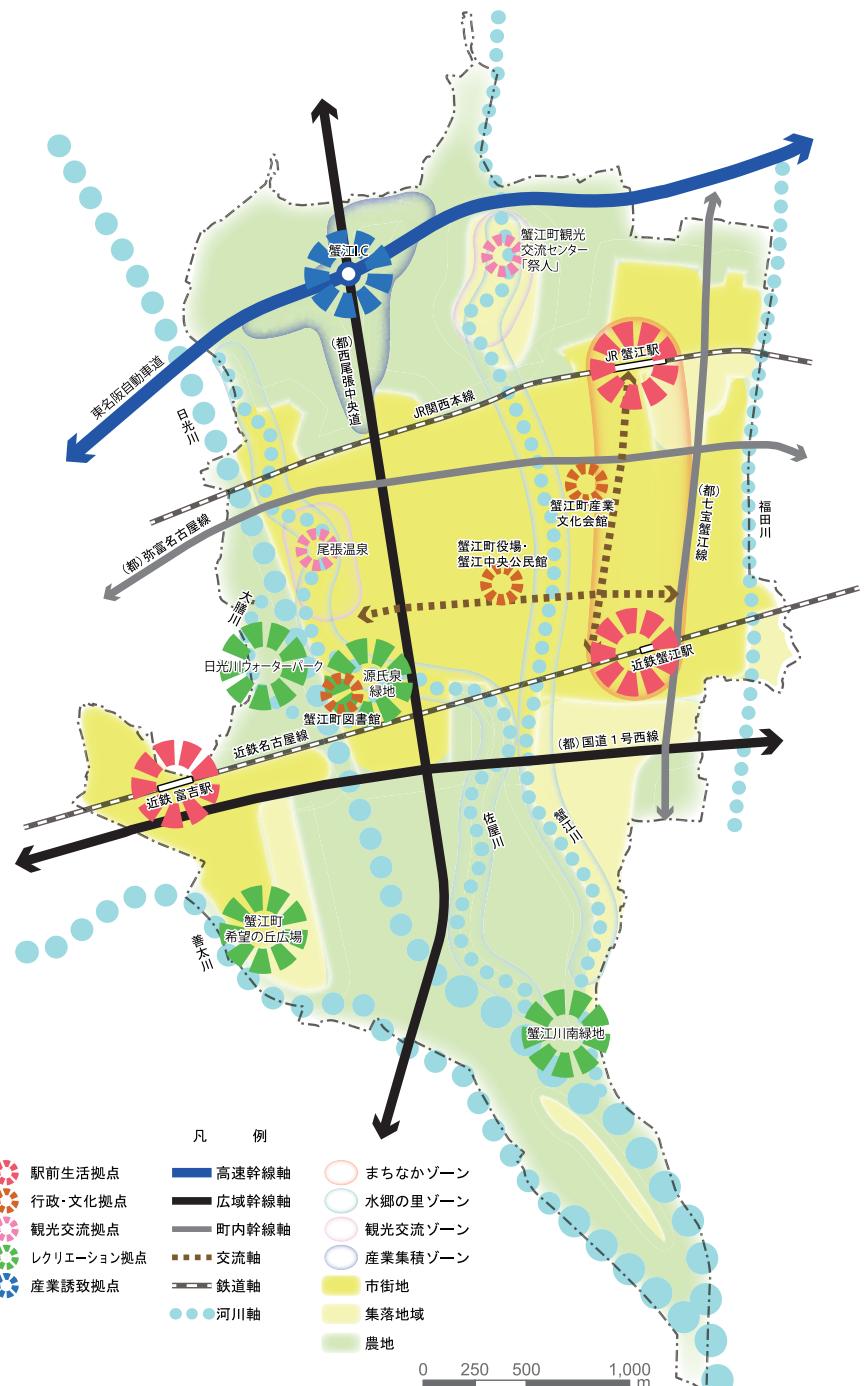
鉄道軸

JR関西本線、近鉄名古屋線

河川軸

日光川、善太川、蟹江川、福田川、佐屋川、大膳川

《将来都市構造図》



『ゾーン』 「拠点」や「軸」を包括したおおむねの面的つながり

まちなかゾーン

JR蟹江駅と近鉄蟹江駅を結ぶ生活軸周辺の市街地

水郷の里ゾーン

蟹江川両岸に連なる市街地や集落、なだらかに蛇行して流れる佐屋川沿い

観光交流ゾーン

尾張温泉一帯、蟹江町観光交流センター「祭人」周辺の蟹江川沿い地域

産業集積ゾーン

蟹江インターチェンジ周辺の(都)西尾張中央道沿道地

市街地

市街化区域、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る地域

集落地域

市街化調整区域の集落地域を保全する地域

農地

市街化調整区域の田・畠

主な都市づくりの方針

□土地利用

暮らしやすさの充実

- 駅を拠点とした生活サービス施設の集積と、駅周辺への利便性の高い居住機能の確保
- 広域的なニーズにも対応しつつ、日常的な生活利便性を考慮した商業系土地利用の維持・充実
- 駅からの徒歩圏にある市街化調整区域内における、立地ポテンシャルを活用したまちづくりの検討

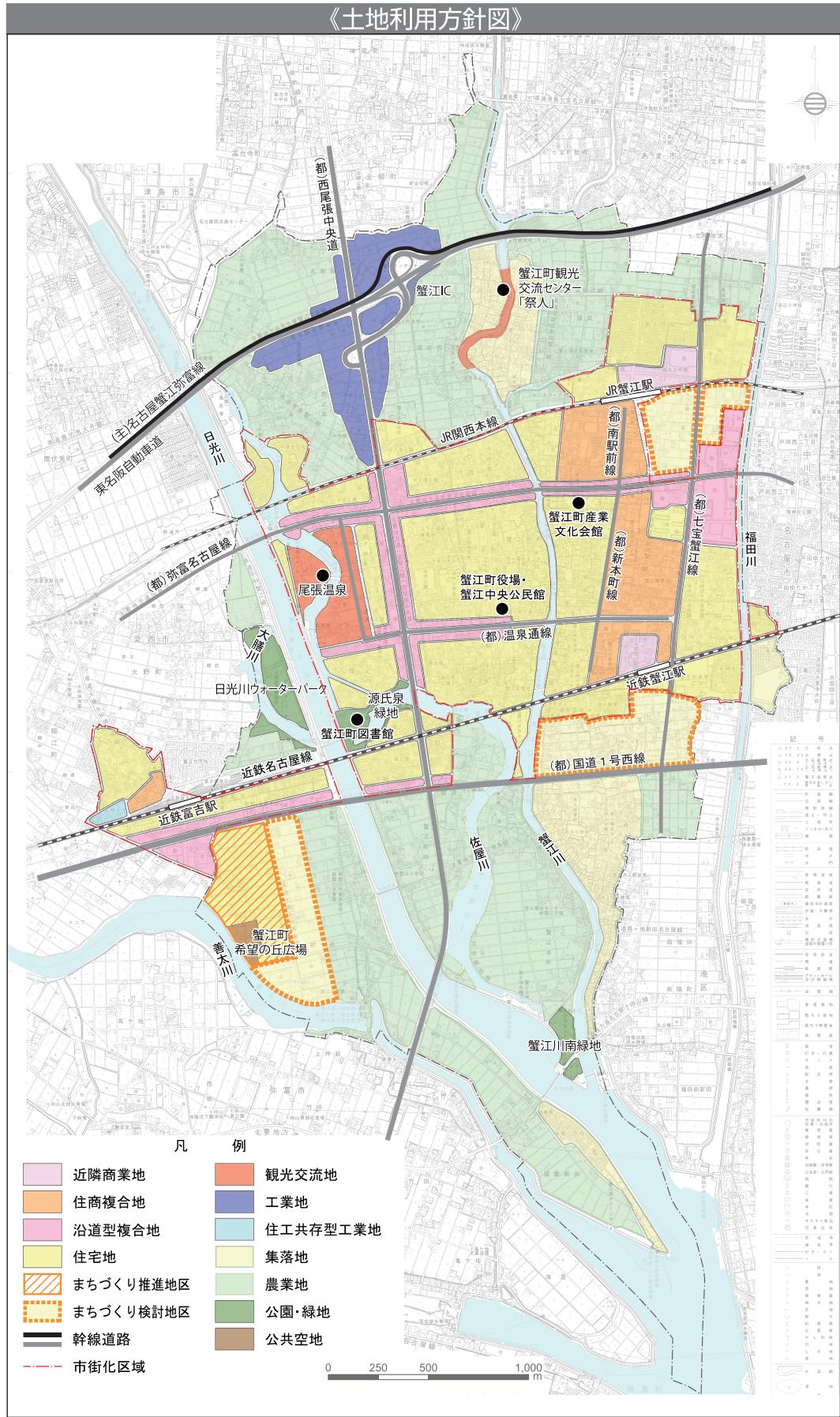
地域活力の創造

- 尾張温泉や佐屋川・蟹川などの地域資源の活用・連携による当町の魅力向上につながる観光振興
- 既存工業地における、周辺環境にも配慮した、工場などの操業環境の維持・向上
- 蟹江インターチェンジ周辺における、新たな産業集積を図るために土地利用

自然環境の保全

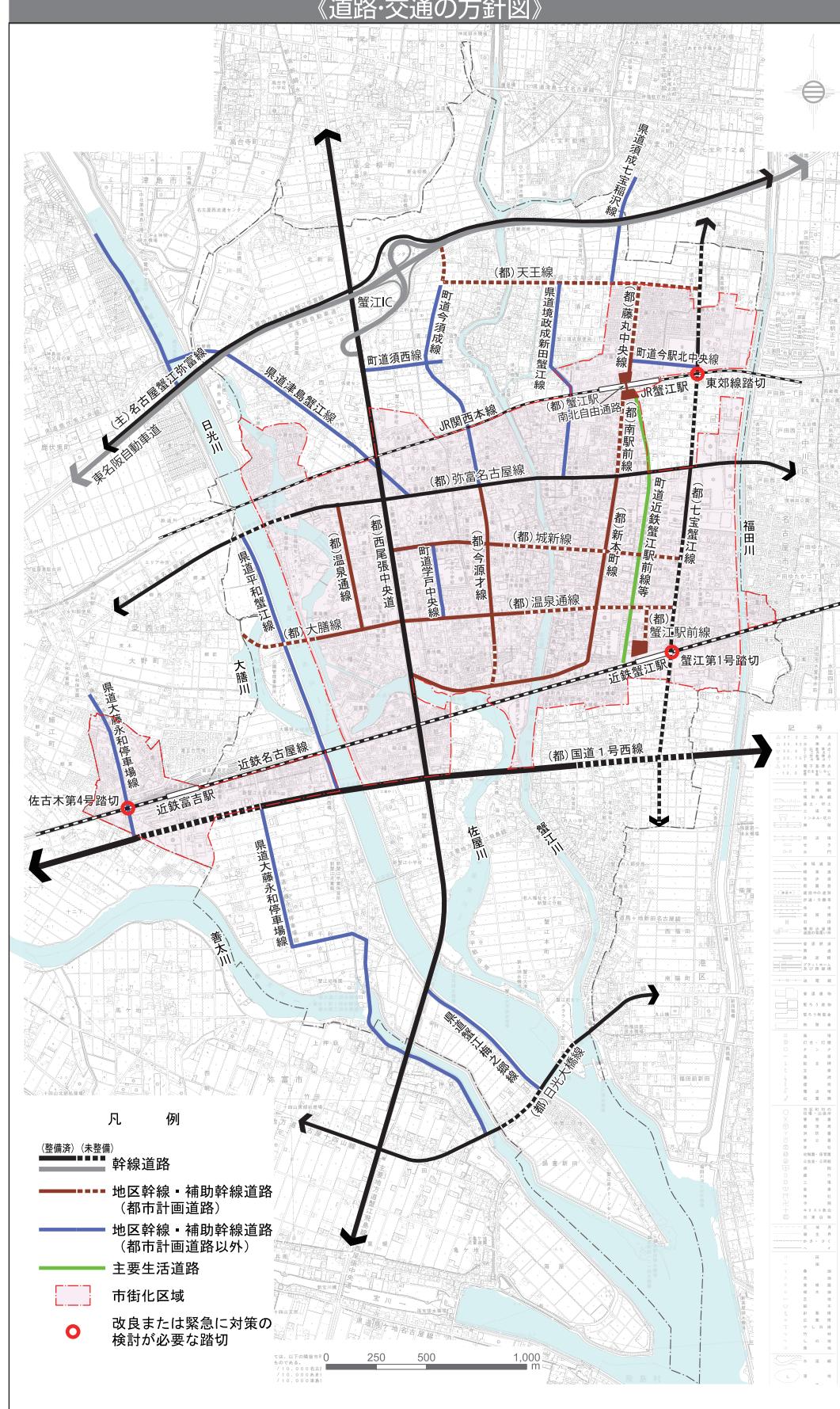
- 農用地区域内の農地を始めとした市街地外の農地の保全
- 公園・緑地が有する水郷の風情の維持と、憩いやレクリエーションの場、自然保全・再生の場としての充実

《土地利用方針図》



□道路・交通

《道路・交通の方針図》



道路体系の考え方

- 幹線道路による骨格的な交通軸が格子状に配置されている当町の基本となる道路パターンと、これを補完する地区幹線・補助幹線道路による、町内各地区の相互連絡を果たす道路体系の構築
- 自動車交通から公共交通への転換を促進する施策の展開への配慮
- 長期未整備の都市計画道路について、周辺地域に与える整備効果と効率的な財政投資を勘案し、必要に応じて計画を見直し

《地域区分図》

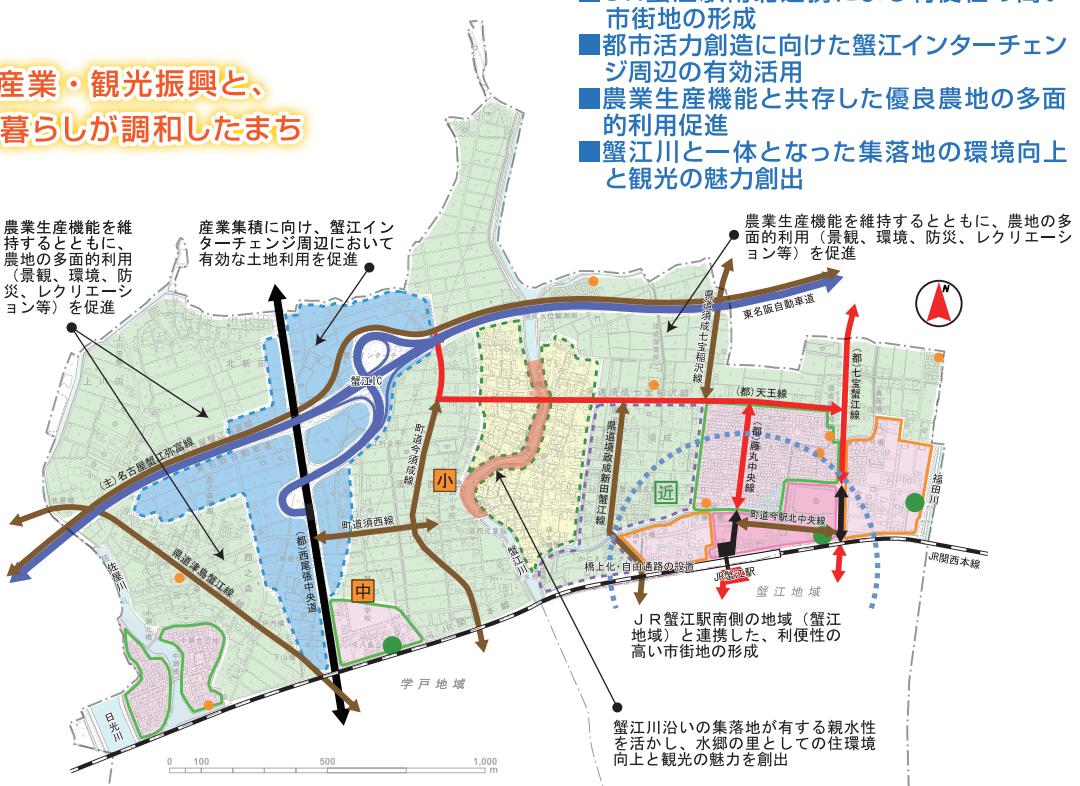


須西地域

広域交通を活かした産業・観光振興と、
田園環境が育む暮らしが調和したまち

凡 例

市街化区域	
■	市街地（市街化区域）
■	良質な住宅市街地形成地域
■	居住環境の維持・向上を図る地域
■	商業施設等生活利便施設の集積促進地域
市街化調整区域	
■	優良農地保全・集落内居住環境維持地域
■	集落内の居住環境維持・向上地域
■	産業立地推進地域
■	観光交流促進地域
■ 小	小学校
■ 中	中学校
公園・緑地等配置方針	
■ 近	近隣公園（計画） 1ヵ所
■ ●	街区公園（既存） 3ヵ所
●	地域公園等
道路網（都市計画道路等）	
↔	整備済
↔	未整備
↔	その他の主要道路

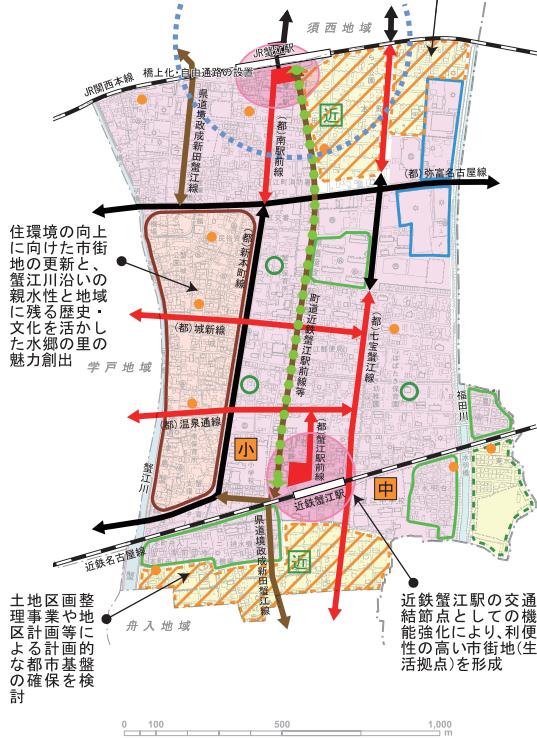


蟹江地域

2つの駅を核として、
暮らしを次世代につないでいくまち

JR蟹江駅北側の地域（須西地域）と連携した、利便性の高い市街地の形成

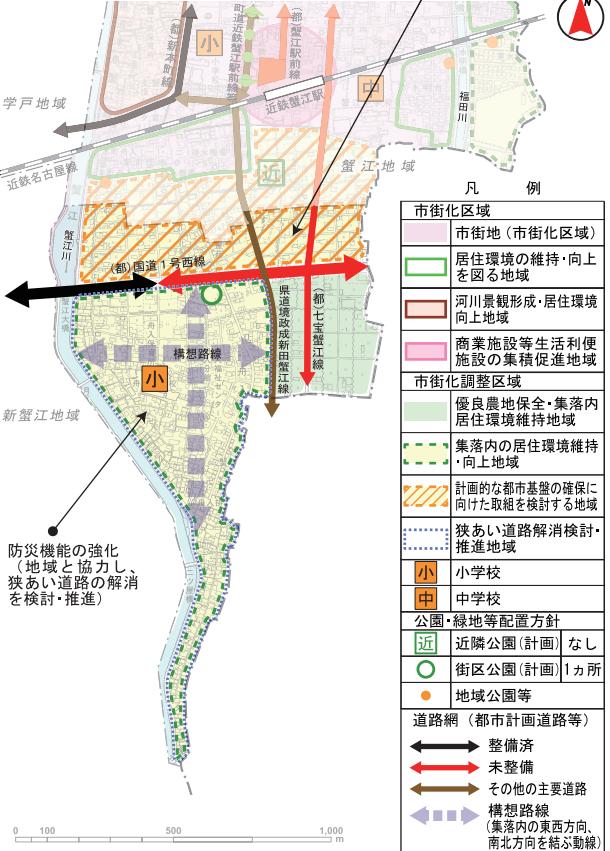
土地区画整理事業や地区計画等による計画的な都市基盤の確保を検討



舟入地域

川・田園と一体となった
うるおいにあふれるまち

土地区画整理事業や地区計画等による
計画的な都市基盤の確保を検討



- 市街地の骨格を形成する幹線道路の整備による都市防災機能の向上
- 鉄道駅周辺におけるにぎわいの創出（生活利便施設などの誘導）
- 蟹江川沿いにおける既成市街地の更新と歴史文化を活かした水郷の里づくり

- 農業生産機能と共に存した優良農地の多面的利用促進
- 蟹江川と一緒にとなった集落地の環境向上

学戸地域

水辺が醸す豊かな環境が、
訪れる人、暮らす人を結ぶまち

凡 例

市街化区域		公園・緑地等配置方針	
市街地（市街化区域）	地区公園		
河川景観形成・居住環境向上地域	近隣公園（既存）	1ヵ所	
観光中心地域	街区公園（既存）	10ヵ所	
行政・文化拠点	地域公園等		
市街化調整区域	都市緑地		
優良農地保全・集落内居住環境維持地域	道路網（都市計画道路等）		
小学校	整備済 未整備 その他の主要道路		

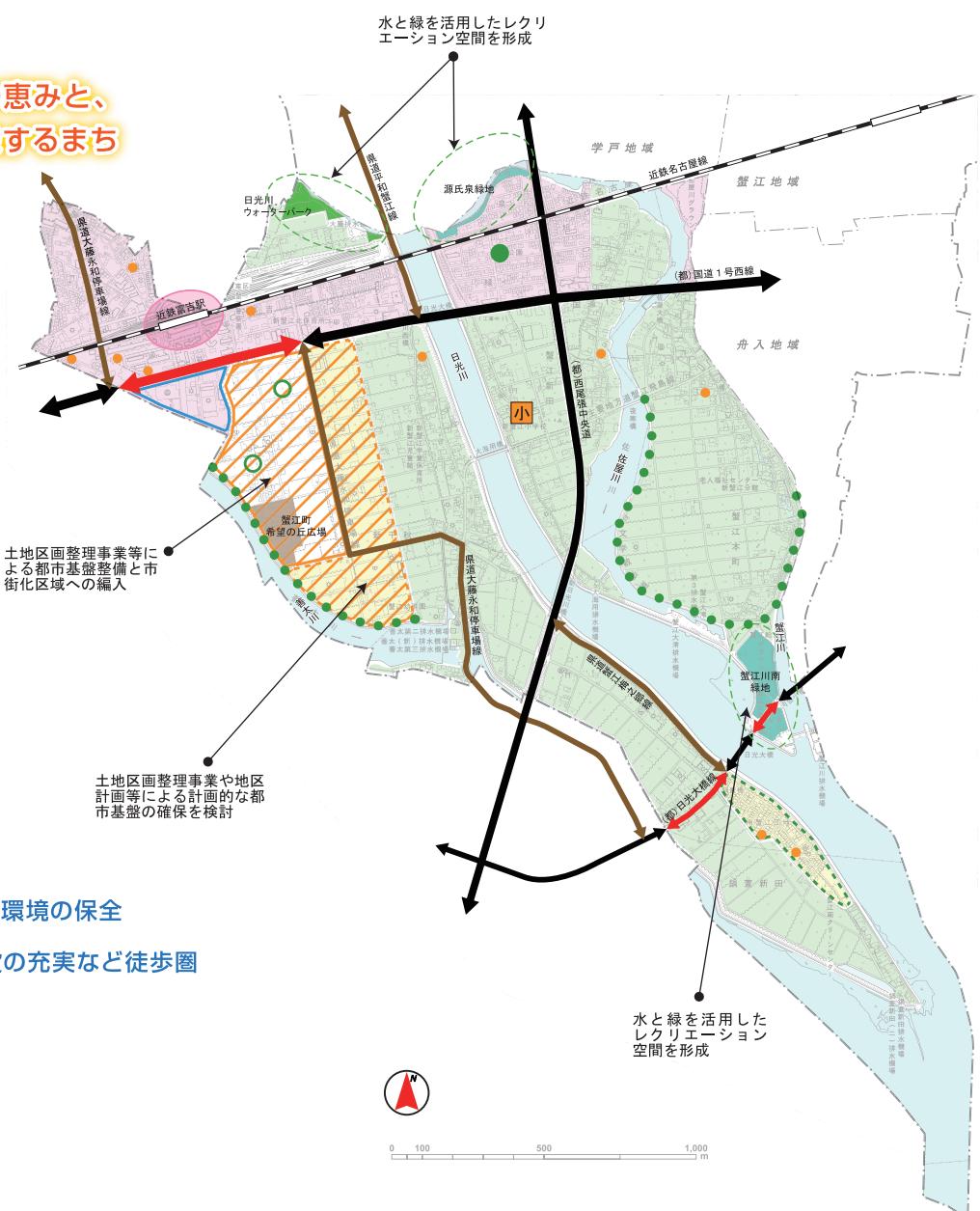


新蟹江地域

伊勢湾へとそそぐ自然の恵みと、
豊かな暮らしが共栄するまち

凡 例

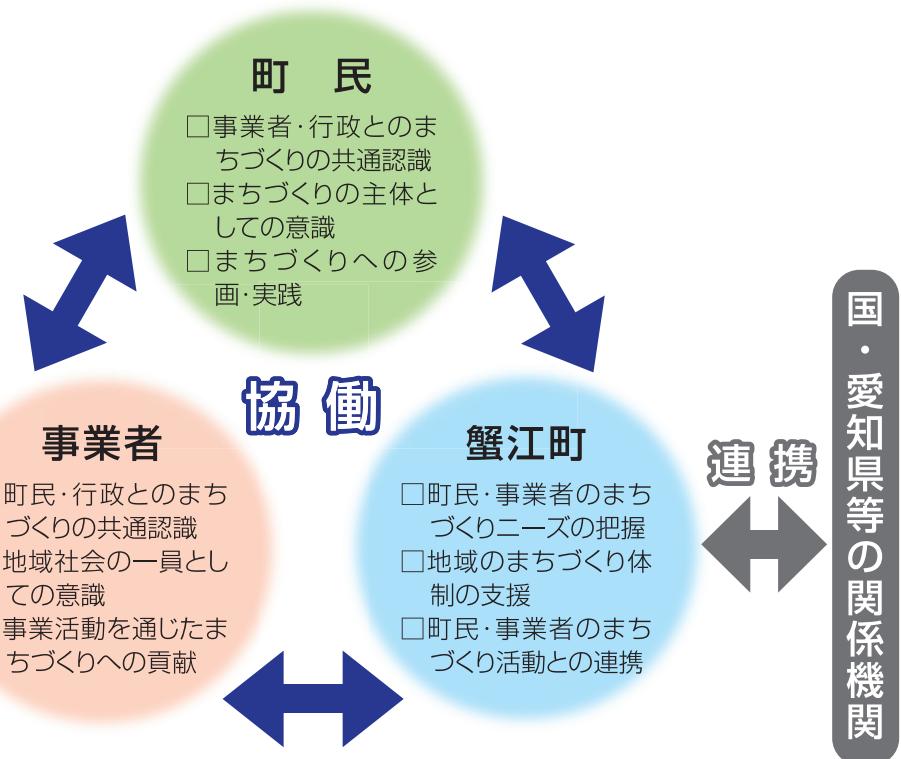
市街化区域	
市街地（市街化区域）	
周囲へ配慮した環境整備を図る地域	
商業施設等生活利便施設の集積促進地域	
市街化調整区域	
優良農地保全・集落内居住環境維持地域	
集落内の居住環境維持・向上地域	
都市的土地利用に向け都市基盤整備を推進する地区	
計画的な都市基盤の確保に向けた取組を検討する地区	
小学校	
公園・緑地等配置方針	
地区公園	
街区公園（既存）	3ヵ所
街区公園（計画）	
地域公園等	
都市緑地	
公共空地	
緑道	
道路網（都市計画道路等）	
整備済	
未整備	
その他の主要道路	



実現化の方針

都市・まちづくりの主体の役割

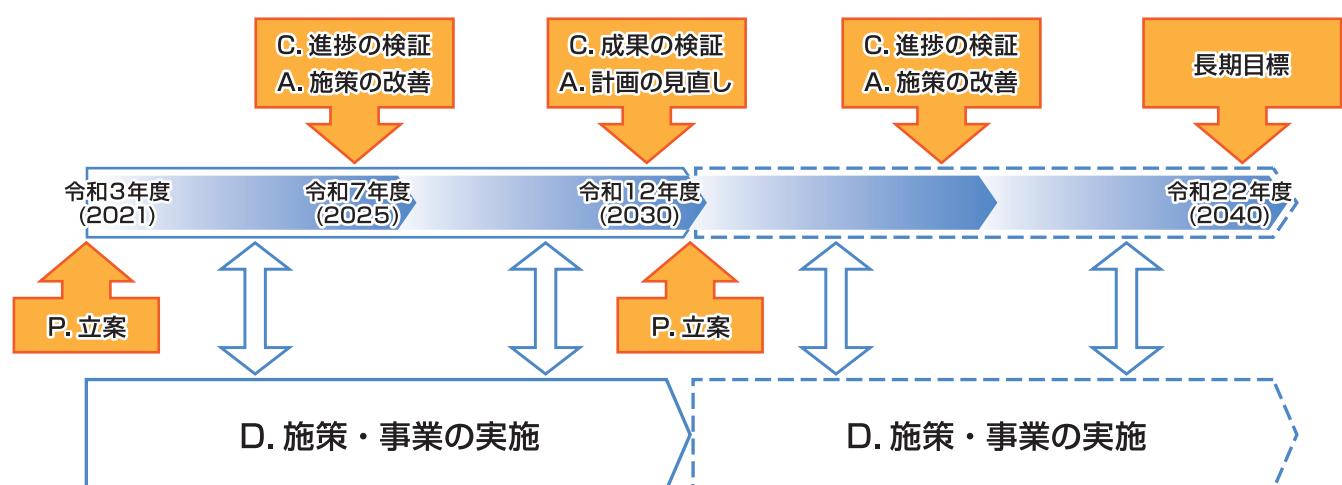
町全体を俯瞰した都市レベルでは行政が主体となってインフラ整備や土地利用の規制・誘導により都市づくりを、地域レベルでは町民や事業者が主体的に積極的に地域の課題解決などに取り組み、行政との協働により、まちづくりを推進していきます。



計画の見直し

本プランはおおむね20年後の都市の姿を見据えた上で、令和12(2030)年度を目標年次としていますが、社会経済情勢の変化や上位計画の改定などに対応し、柔軟に見直しを行う必要があります。

本プランの各方針に基づく施策・事業の実施については、令和7(2025)年度を短期目標として進捗状況を評価・検証し、施策の改善を図った上で、目標年次の令和12(2030)年度に都市づくりの目標の達成状況を評価・検証し、計画の見直しを行います。



《編集・発行》

蟹江町産業建設部まちづくり推進課

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
TEL 0567-95-1111 (代表)